

社会福祉法人大恵会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大恵会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(役員等の報酬等)

第2条 役員等に対して、毎年度の総額が700,000円を超えない範囲で、別に定める報酬等の支給基準に従って算出した額を支給することができる。ただし、役員等の地位にあることのみによっては、支給しない。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第3条 役員等が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合にあつては、第3条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員等の報酬)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び福祉サービスの事業（以下「事業」という。）の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 役員等が法人業務を行う場合に、別表2により報酬及び実費弁償を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は実費を支給する

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととし、必要により事前に概算額を支払、出張終了後精算することができる。

(退任慰労金)

第6条 役員等が退任する場合は、退任慰労金を支払うこととする。退職金は一期2年を2万円とし、10万円を限度とする。ただし、任期途中で退任した場合は、理事長の決するところによる。また、施設の職員を兼務する役員は、職員身分期間は除くものとする。ただし、当法人に貢献したと理事長が認める役員を務めた職員が退任した場合には、5万円を限度として記念品を贈呈する。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、前条を除き、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

附則

- 1 この規程は、平成29年度の最初の定時評議員会の終結時から施行する。
- 2 従前の社会福祉法人大恵会役員等報酬規程並びに役員等旅費細則は廃止する。
- 3 この規定は平成30年6月1日から適用する。

別表1

名 称	報 酬 額	実費弁償
理事会出席報酬	10,000円	2,000円
評議員会出席報酬	10,000円	2,000円

別表2

名 称	報 酬 額	実費弁償
理事長業務報酬	10,000円	2,000円
理事及び評議員業務報酬	10,000円	2,000円
監事監査業務報酬	15,000円	2,000円

別表3

旅 費	宿 泊 費	報 酬	その他
実 費	10,000円	10,000円	実 費